

15 規則別表第1の6の項のウ及びエに掲げる事業（以下「焼却施設設置事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)	影響要因の区分 (細区分)			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
	大気環境	水環境	その他	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働	車両の運行 廃棄物の運搬に用い
環境の自然構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
			硫黄酸化物					○	
			浮遊粒子状物質					○	
			粉じん等	○	○			○	○
			有害物質等					○	
		騒音	騒音	○	○			○	○
		振動	振動	○	○			○	○
	悪臭	悪臭					○		
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
			水の汚れ				○	○	
有害物質等							○		
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
	土壌	土壌汚染					○		
生物の多様性の確保	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然の触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○	
環境への負荷	廃棄物等		廃棄物			○		○	
			建設工事に伴う副産物			○			
	温室効果ガス等		二酸化炭素					○	
一般環境中放射性物質の放出	放射線の量			○※	○※	○※			

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる焼却施設設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - イ 建設機械を稼働し、造成工事及び建築物、工作物等の設置工事を行う。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - エ 地形変化及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された焼却施設を有する。
 - オ 工事完了後、焼却施設による廃棄物の焼却を行う。
 - カ 車両により廃棄物の運搬を行う。